

FUKUSHIMABITO
ふくしま人

教育者

岩谷 いわや

巖 いわお

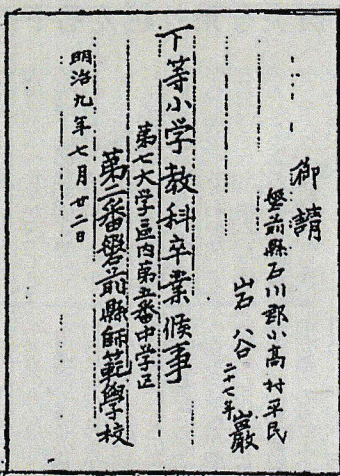
3



三春師範学校校門(現三春小学校)

巖は一八七六(明治九年)三月二十三日、第一番警前師範学校(三春師範学校)に校費入学が許可された。同年四月五日に入校し、七月二十日に卒業した。同時に訓導となり、四等訓導月給四円五十銭の辞令を拝命した。
当時、警前県には教員養成のための伝習校が平上三春にあった。三春町は第七大区五番中学区の中心地であったので、一八七四年に伝習校を設立し、宮城師範学校よりの派出の訓導が

特別支援教育の先覚者



巖の卒業許可の御請書

御請書
磐前縣三川郡小高村平民
山八合 巖
下等小学教科卒業候事
第七大区五番中学区
第一番警前師範学校
明治九年七月廿二日

「読物・算術・習字・書取・作文・問答・復説・体操」の八教科あった。問答科には「修身・歴史・地理・理科」の内容が含まれていた。

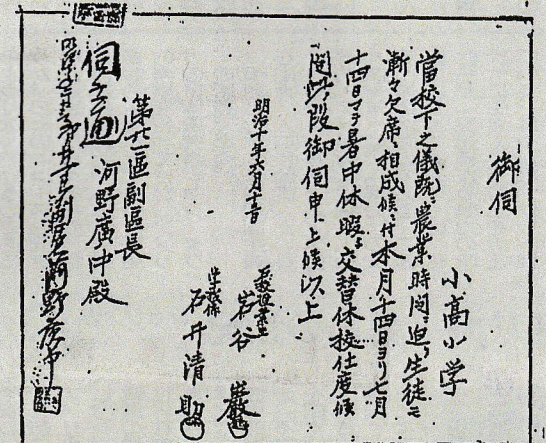
不明である。学制には、廃校アルベシ」とあるが、具体的にでない。

小高(現玉川村立玉川一小)では、農業時間が迫り、生徒も次第に欠席するようになったので、六月十四日から七月十四日

我が国の特別支援教育は、一八七八年九月、京都の私立「言睡院」の開設が始まりとされる。一八九〇年、文部省は、小學校令を改正し、盲啞学校の設置・廃止に関する規定を教育制度に位置つけた。福島県においては、一八九八年、福島私立「福

背景に民権活動家の姿

まで暑中休暇と交替して休校にしたい」と伺書を出し、承認されている。この資料から、学校が開校し四年後の一八七七年、石川地方では農繁休業が実施されていたことがわかる。また授業(学校行事)の変更は、会所の承認を必要とし、暑中休暇と交替して授業時間を確保するなど、学校管理は意外ときちんとしていたことがわかる。
巖は一八七七年に某家の十一歳になる聴覚障がいのあるK児を就学させて熱心に創意工夫を重ねて指導を行った。江戸時代の末期に寺子屋で聾児の指導が行われたと言われるが、その記録が残っていないため、内容は



巖が提出した農繁休業伺書

島訓育学校」が開設されたのが始まりとされる。巖は福島県のみならず、日本における特別支援教育の先覚者であったと言え

K児は巖から熱心に学び、一八七八年二月六日、県権令山吉盛典から「啞生之身ヲ以テ文学ニ従事シ日夜勉勵且師父母ニ事ヘ方宣敷段奇特之儀ニ付金十五銭賞与候事」と賞賛を受けた。指導者として巖は、その実績が県権令から認められ、同年二月十二日、「自今月給六円」の昇給辞令を受け、同年三月、「平素職務ヲ勉勵シ殊ニ啞生少年ヲ懇誘シ学業進歩セシメ候段奇特ニ候」と賞詞も受けた。

県では、巖の実践をどうして知ったのだろうか。同年一月、前石川区長で学区取締を兼務していた河野広中は、県六等属民

会掛になって県に出任した。県の第五課では、河野広中から、創意工夫して熱心に指導する巖の「啞生教諭」の実践について聞いたのではないかと推察される。K児の障がいの程度は不明だが、一八七八年六月二十日実施の定期試験では、優等賞(習字本二冊と筆一對)を区会所から受賞するまでに向上したという記録が「小高小治草誌」に残っている。

当時、巖の「啞生教諭の実践」に影響を与えた人物として次の民権活動家たちが挙げられる。
①河野広中 石川会所に着任以来区長兼学区取締として巖に指導助言した。黒板・図書購入・師範学校への入校など、巖のよき理解者であった。一八七八年一月十二日、県庁へ赴任した。
②吉田光一 石川町の神官の家に生まれた。一八七五年八月、河野広中と共に石陽社の前身有志会議を結成。巖といふと関係にあり、特に神官任用について助言した。

③吉田正雄 巖の隣村の川辺村の大地主。前川辺副区長。近くの公私ともに巖の世話をした。当時川辺村からは石陽社に十名が入社しており、石陽社の中心的人物であった。
巖自身、一八七八年二月十一日の石陽社大発会集会に出席し石陽社に入社した。このことは「巖日記」にも記されている。石陽社の付属教育機関、石陽館飯規則の目的に「天賦ノ能力ヲ暢達シ人生ノ福祉ヲ増進センガ為」とある。基本的な人権の尊重・教育愛が巖の実践のバックボーンとしてあったと考えられる。(筆者は県立聴覚支援学校長の岩野孝美氏)

一次回は30日掲載